学　　則

令和８年度改訂

聖ヶ丘保育専門学校

第１章　総　　則

（目　　的）
第１条　本校は、学校教育法及び児童福祉法の規定に基づき、幼児教育の正しい理論と技術を習得させ、有為な幼稚園教諭及び保育士に必要な能力の育成と教養の向上を図ることを目的とする。

（名　　称）
第２条　本校は、聖ヶ丘保育専門学校（以下「学校」という。）という。

（位　　置）
第３条　本校を横浜市保土ケ谷区常盤台66番18号に置く。

第２章　課程及び分野の組織、収容定員、修業年限、休業日等

（課程及び分野の組織、収容定員、修業年限等）
第４条　本校の課程及び分野の組織、収容定員、修業年限等は次のとおりとする。
なお、在学限度年数は、修業年限の２倍を超えてはならないものとする。

課程名	学　科　名	昼夜の別	収容定員		学級数	修業年限	始業及び終業時刻
			入学定員（名）	総定員（名）	（学級）	（年）	
教育・社会福祉専門課程	第一部幼稚園教員・保育士養成科	昼	80	160	4	2	午前9時00分から 午後3時50分まで
	第二部幼稚園教員・保育士養成科	夜	40	120	3	3	午後4時00分から 午後7時20分まで
	第一部保育士養成科	昼	40	80	2	2	午前9時00分から 午後3時50分まで

（学年及び学期）
第５条　本校の入学期及び学年の学期は、次のとおりとする。

課程名	学　科　名	入学期	学期	
			区　分	期　　間
教育・社会福祉専門課程	第一部幼稚園教員・保育士養成科	４月	前　期 後　期	４月１日から９月30日まで 10月１日から３月31日まで
	第二部幼稚園教員・保育士養成科	４月	前　期 後　期	４月１日から９月30日まで 10月１日から３月31日まで
	第一部保育士養成科	４月	前　期 後　期	４月１日から９月30日まで 10月１日から３月31日まで

（休　業　日）
第６条　本校の休業日は、次のとおりとする。
（１）日曜日
（２）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
（３）年末年始
（４）夏季及び春季休業　各約３週間

２　その他校長が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業又は実習を行い、若しくは臨時に休業日を設けることができる。

第３章　教育課程及び単位数、履修方法

（教育課程及び単位数、履修方法等）

第７条　本校の教育課程及び単位数、履修方法は、次のとおりとする。
第一部幼稚園教員・保育士養成科については別表１
第二部幼稚園教員・保育士養成科については別表２
第一部保育士養成科については別表３

（授業時間数）

第８条　前条に規定する科目に対する授業時間数は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを前提とし、授業形態により次のとおりとする。
（１）講義については、15時間の授業及び30時間の授業時間外学修をもって１単位とする。
（２）演習については、30時間の授業及び15時間の授業時間外学修をもって１単位とする。
（３）実習については、40時間の授業及び５時間の授業時間外学修をもって１単位とする。
（４）実技については、30時間の授業及び15時間の授業時間外学修をもって１単位とする。
（５）芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、５時間の授業及び40時間の授業時間外学修をもって１単位とする。

（授業日程）

第９条　校長は、第８条の単位に相当する授業時数を按配して授業日程を定める。

第４章　学習の評価及び課程修了の認定、卒業

（学習の評価）

第10条　学生の出席状況は、出席簿等の書類により、確実に把握する。
２　教育課程別表１．２．３に掲げる各科目の出席時間数が学則に定める時間数の３分の２に満たない者については、当該科目の履修の認定ができない。
３　各実習の出席時間数が教育課程別表１．２．３に掲げる学則に定める時間数の５分の４に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。
４　単位は、試験（論文を含む）の成績、平素の学習状況、出席状況等を総合評価して合格した者に与える。
５　欠席等により試験が受けられなかった場合、追試験を受けることができる。追・再試験受験届とともに所定の受験料を添えて教務窓口で手続きをする。
６　履修認定のための試験で不合格となった科目は、再試験を受けることができる。追・再試験受験届とともに所定の受験料を添えて教務窓口で手続きをする。
７　評点は100点を満点とし、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可として合格とする。但し、追試験は80点、再試験は60点を上限とする。

（教育課程修了の認定）

第11条　教育課程修了の認定は、第７条に規定する履修方法及び単位を修得した者について基幹教員の会議を得て行う。

（卒　　業）

第12条　前条の規定により教育課程修了の認定を受けた者には、卒業証書を授与する。
２　前項において卒業を認められる者のうち、教育・社会福祉専門課程の第一部幼稚園教員・保育士養成科、第二部幼稚園教員・保育士養成科及び第一部保育士養成科を修了した者については、専門士（教育・社会福祉専門課程）と称することができる。
３　第７条の規定による単位を修得し、第一部幼稚園教員・保育士養成科、第二部幼稚園教員・保育士養成科を卒業した者は、幼稚園教諭二種免許状を取得することができる。
４　第７条の規定による単位を修得し、第一部幼稚園教員・保育士養成科、第一部保育士養成科、第二部幼稚園教員・保育士養成科を卒業した者は、保育士登録証を取得することができる。

第５章　教職員組織・職員会議

（職員組織）
第13条　本校に次の教職員を置く。

課　程　名	種　別		人　数
教育・社会福祉専門課程	校　長		１　名
	教員	Ａ　幼・保　基幹教員	10 名以上
		Ｂ　保育士　基幹教員	６名以上
		ＡＢ　共　その他の教員	１５名以上
	助　手		若　干　名
	事務職員		２名以上
	そ　の　他		若　干　名

２　校長は、校務を掌握し、所属職員を統率する。
３　事務職員は、校長の命を受けて、事務に従事する。
４　その他は、校長の命を受けて、業務に従事する。

（職員会議）
第14条　校長、基幹教員及び事務職員をもって職員会議を組織する。
２　職員会議は、校長が議長となり次の事項について協議する。
（１）学生の教育、補導に関する事項
（２）学術の研究並びに向上に関する事項
（３）教育上必要な施設、設備に関する事項
（４）学習の評価及び学生の進退に関する事項
（５）その他必要と認める事項

第６章　入学、退学、転学、休学、復学、出席停止、停学、留年及び除籍

（入学時期）
第15条　入学時期は、４月１日とする

（入学資格）
第16条　入学を願い出ることができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。
（１）学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学できる者
（２）学校教育法施行規則第150条各号に定める者

（入学志願の手続）
第17条　入学を願い出る者は、募集要項に従って、所定の入学願書に、前条各号に該当することを証明する書類及びその成績証明書（又は学校調査書）、指定の写真並びに入学検定料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

（入学者の選考及び入学の許可）
第18条　入学は、入学を願い出た者につき、学力、人物及び身体について選考のうえ、許可する。

（入学の手続）
第19条　入学を許可された者は、入学手続要綱に従って、所定の期日までに所定の入学手続きをしなければならない。

（退　　学）
第20条　退学しようとする者は、その理由を記して、保証人連署のうえ、学生証を添えて校長に願い出なければならない。

（転　　学）
第21条　本校の学生で、他の学校に転学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

（転入学及び編入学）

第22条　他の文部科学大臣の指定した幼稚園教員養成機関、厚生労働大臣の指定した保育士養成所の学生が、本校に転入学しようとする場合は、当該学校で修得した単位が本校の相当学年で修学することを要する単位と同等以上と認められ、欠員がある場合に限り、選考のうえ許可することがある。

（休　　学）

第23条　病気その他の理由によって１ヶ月以上修学することができない者は、病気の場合は医師の診断書、その他の理由の場合は、その理由を具して、保証人連署のうえ、学生証を添えて校長に休学を願い出なければならない。

（復　　学）

第24条　休学の期間中に、休学の理由がなくなったときは、校長の許可を受けて、復学することができる。

（出席停止及び停学）

第25条　学生が感染症にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その学生に対し出席停止及び停学を命ずることがある。

（留　　年）

第26条　卒業年次において、次年度に再履修しなければならない科目が１科目以上ある場合は、留年とする。

（除　　籍）

第27条　次の各号の一つに該当する者は、除籍通知書に定める期日をもって除籍とする。

（１）第４条に規定する各学科の在学限度年数を超えた者
（２）休学期間終了までに学籍異動の願いを提出しない者
（３）本校において修学不能と認められ、第20条の退学の手続きを取らない者
（４）死亡又は長期間にわたり行方不明の者
（５）授業料、施設設備費及び教育充実費（以下「授業料等の納付金」という。）の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

第７章　授業料、入学金等

（授業料等の金額）

第28条　授業料等の金額は、次のとおりとする。

（ 単位：円 ）

課程名	学　科　名	納　付　区　分				
		入学検定料	入　学　金	授　業　料（年額）	施設設備費（年額）	教育充実費（年額）
教育・社会福祉専門課程	第一部幼稚園教員・保育士養成科	30,000	300,000	630,000	300,000	100,000
	第二部幼稚園教員・保育士養成科	30,000	300,000	420,000	250,000	100,000
	第一部保育士養成科	30,000	300,000	430,000	300,000	100,000

２　施設設備費及び教育充実費は、修業年限を超えて在籍する学生に対しては修業年限分以上は徴収しない。

（授業料等の納入）
第29条　前条に規定する入学検定料、入学金及び授業料等の納入金は、それぞれ定められた期日までに納入しなければならない。
２　入学検定料を納めない者は、受験を許可しない。
３　入学金を納めない者は、入学の許可を取り消す。

（授業料等の返還）
第30条　一度納めた授業料等は、原則として返還しない。

（休学期間中の授業料）
第31条　休学の期間中は、授業料は徴収しない。

（退学等の場合の授業料の徴収）
第32条　退学又は転学しようとする者については、退学又は転学しようとする日の属する期の授業料等は、徴収する。

第８章　奨　学　制　度

（奨　学　金）
第33条　学問を奨励し及びその向上を図るため、本校に奨学金の制度を設ける。
２　奨学金制度の詳細に関しては、別に定める。

第９章　賞　　罰

（表　　彰）
第34条　学生が、表彰に値する行為を行い、他の模範とするに足ると認めたときは、職員会議にはかって校長が表彰することがある。

（懲　　戒）
第35条　学生が、学校の秩序を乱し、学則その他の規則に反し又は学生の本分にもとる行為を行ったときは、その軽重に従い懲戒する。
２　懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
３　前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。
（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者
（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
（３）正当の理由がなくて出席常でない者
（４）学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章　学　校　評　価

（学校評価）
第36条　本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他学校運営について、自ら点検及び評価(以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。
２　本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等の改善に活用するとともに公表するものとする。
３　前２項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

附　　則

1　この学則は、昭和51年６月１日から施行する。
2　この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。
3　この学則の施行の際に入学した学生については､学則第５条及び第７条の規定にかかわらず、入学期については施行日、学期の終期については、昭和52年３月31日とし、更に教育課程及び授業時数については、施行の日以降のものを摘要することができるものとする。

附　　則

1　この学則の改正規定は、昭和52年４月１日から施行する。ただし、第27条の改正規定は昭和52年４月１日以降の入学者から適用する。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、昭和53年４月１日から施行する。ただし、第４条の入学定員、総定員の改正規定は昭和53年４月１日以降の入学者から適用する。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、昭和54年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、昭和56年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、昭和59年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、昭和61年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、昭和63年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成元年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成２年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成３年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成４年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成５年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成６年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成７年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成８年３月1日から施行する。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成８年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者について

は、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成９年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成11年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成12年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
　なお、第13条第２項、第３項、第７項は、平成12年３月１日から施行する。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成13年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成14年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成15年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成16年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成17年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。

2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成18年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成19年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成20年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。なお、第二部幼稚園教員養成科については、平成20年度から募集を停止する。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成21年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
　なお、第13条第２項は、平成21年３月１日から施行する。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成22年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成23年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成26年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成27年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。

2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成28年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成29年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成30年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成30年４月１日から施行する。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、平成31年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、令和２年４月１日から施行する。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、令和３年４月１日から施行する。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、令和４年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、令和５年４月１日から施行する。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、令和５年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、令和６年４月１日から施行する。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、令和８年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、令和８年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、令和８年４月１日から施行する。ただし、現に在学する者については、改正規定にかかわらず、従前の規定による。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

1　この学則の改正規定は、令和８年４月１日から施行する。
2　この学則の実施について、必要な事項は校長が別に定める。

（別表１）　**教育課程（第一部幼稚園教員・保育士養成科）**

区分		授業科目	授業形態	必修	選択	備考	1年		2年		合計	
教養科目		倫理学	講義	2					2	30	2	30
		教育学	講義	2			2	30			2	30
		日本国憲法	講義	2			2	30			2	30
		英語A	演習	1					1	30	1	30
		英語B	演習	1					1	30	1	30
		体育講義	講義	1			1	15			1	15
		体育実技	実技	1			1	30			1	30
		情報機器の操作A	演習	1					1	30	1	30
		情報機器の操作B	演習	1					1	30	1	30
		小計		12			6	105	6	150	12	255
		卒業に必要な単位・授業時間数（小計）		12			6	105	6	150	12	255
基礎科目	教育と福祉に関する	教育原理	講義	2			2	30			2	30
		教職概論	講義	2					2	30	2	30
		教育行政	講義	2					2	30	2	30
		保育原理	講義	2			2	30			2	30
		子ども家庭福祉	講義	2			2	30			2	30
		社会福祉	講義	2			2	30			2	30
		子ども家庭支援論	講義	2					2	30	2	30
		社会的養護A	講義	2			2	30			2	30
		小計		16			10	150	6	90	16	240
		卒業に必要な単位・授業時間数（小計）		16			10	150	6	90	16	240
教育と保育の方法や対象に関する科目		教育課程総論	講義	2			2	30			2	30
		発達心理学	講義	2			2	30			2	30
		教育心理学	演習	1			1	30			1	30
		子ども家庭支援の心理学	講義	2					2	30	2	30
		教育の方法と技術	演習	1			1	30			1	30
		子どもの理解と援助	演習	1					1	30	1	30
		教育相談論A	演習	1					1	30	1	30
		教育相談論B	演習	1					1	30	1	30
		特別支援教育A	演習	1			1	30			1	30
		特別支援教育B	演習	1			1	30			1	30
		子どもの保健	講義	2					2	30	2	30
		子どもの食と栄養A	演習	1					1	30	1	30
		子どもの食と栄養B	演習	1					1	30	1	30
		乳児保育A	講義	2			2	30			2	30
		乳児保育B	演習	1			1	30			1	30
		子どもの健康と安全	演習	1					1	30	1	30
		社会的養護B	演習	1					1	30	1	30
		子育て支援	演習	1					1	30	1	30
		小計		23			11	240	12	300	23	540
		卒業に必要な単位・授業時間数（小計）		23			11	240	12	300	23	540
領域・保育内容に関する科目	領域・保育内容の指導法に関する科目	保育内容指導法	演習	1			1	30			1	30
		健康	演習	1			1	30			1	30
		人間関係	演習	1			1	30			1	30
		環境	演習	1			1	30			1	30
		言葉	演習	1			1	30			1	30
		表現	演習	1			1	30			1	30
	領域・保育内容の専門必修科目	幼児と健康	演習	1					1	30	1	30
		幼児と人間関係	演習	1					1	30	1	30
		幼児と環境	演習	1					1	30	1	30
		幼児と言葉	演習	1					1	30	1	30
		幼児と音楽表現	演習	1					1	30	1	30
		幼児と造形表現	演習	1					1	30	1	30
		幼児と身体表現	演習	1					1	30	1	30
	領域・保育内容の専門選択科目	基礎音楽	講義		2	3科目のうち2科目履修	2	30			2	30
		基礎造形	講義		2		2	30			2	30
		基礎身体表現	講義		2		2	30			2	30
		ピアノレッスンA	実技	1			1	5			1	5
		ピアノレッスンB	実技	1			1	5			1	5
		ピアノレッスンC	実技	1					1	5	1	5
		ピアノレッスンD	実技		1	4科目のうち１科目履修			1	5	1	5
		ピアノレッスンE	実技		1				1	5	1	5
		発展造形	演習		1				1	30	1	30
		発展身体表現	演習		1				1	30	1	30
		小計		16	10		14	280	12	285	26	565
		卒業に必要な単位・授業時間数（小計）		16	5		12	250	9	※220/245	21	※470/495
実習および総合演習科目		教育保育実地研究A	演習	1			1	30			1	30
		教育保育実地研究B	演習	1			1	30			1	30
		保育実習Ⅰ（保育所）	実習	2		1年次2月に実施			2	80	2	80
		保育実習事前事後指導Ⅰ（保育所）	演習	1			1	30			1	30
		保育実習Ⅰ（施設）	実習	2		1年次3月に実施			2	80	2	80
		保育実習事前事後指導Ⅰ（施設）	演習	1			1	30			1	30
		保育実習Ⅱ（保育所）	実習		2	保育所または施設の同一の組み合わせで事前事後指導と実習を履修する			2	80	2	80
		保育実習事前事後指導Ⅱ（保育所）	演習		1				1	30	1	30
		保育実習Ⅱ（施設）	実習		2				2	80	2	80
		保育実習事前事後指導Ⅱ（施設）	演習		1				1	30	1	30
		教育実習（幼稚園）	実習	4					4	160	4	160
		教育実習事前事後指導（幼稚園）	演習	1					1	30	1	30
		教育保育実践演習	演習	2					2	60	2	60
		小計		15	6		4	120	17	630	21	750
		卒業に必要な単位・授業時間数（小計）		15	3		4	120	14	520	18	640
		合計		82	16		45	895	53	1455	98	2350
		卒業に必要な単位・授業時間数（合計）		82	8		43	865	47	※1280/1305	90	※2145/2170

※選択する科目の授業形態により卒業に必要な授業時間が異なる。

（別表２）　**教育課程（第二部幼稚園教員・保育士養成科）**

区分		授業科目	授業形態	必修	選択	備考	1年		2年		3年		合計	
教養科目		倫理学	講義	2			2	30					2	30
		教育学	講義	2					2	30			2	30
		日本国憲法	講義	2			2	30					2	30
		英語A	演習	1					1	30			1	30
		英語B	演習	1					1	30			1	30
		体育講義	講義	1			1	15					1	15
		体育実技	実技	1			1	30					1	30
		情報機器の操作A	演習	1							1	30	1	30
		情報機器の操作B	演習	1							1	30	1	30
		小計		12			6	105	4	90	2	60	12	255
		卒業に必要な単位・授業時間数（小計）		12			6	105	4	90	2	60	12	255
教育と福祉に関する基礎科目		教育原理	講義	2			2	30					2	30
		教職概論	講義	2			2	30					2	30
		教育行政	講義	2					2	30			2	30
		保育原理	講義	2			2	30					2	30
		子ども家庭福祉	講義	2							2	30	2	30
		社会福祉	講義	2			2	30					2	30
		子ども家庭支援論	講義	2							2	30	2	30
		社会的養護A	講義	2					2	30			2	30
		小計		16			8	120	4	60	4	60	16	240
		卒業に必要な単位・授業時間数（小計）		16			8	120	4	60	4	60	16	240
教育と保育の方法や対象に関する科目		教育課程総論	講義	2			2	30					2	30
		発達心理学	講義	2			2	30					2	30
		教育心理学	演習	1			1	30					1	30
		子ども家庭支援の心理学	講義	2							2	30	2	30
		教育の方法と技術	演習	1					1	30			1	30
		子どもの理解と援助	演習	1							1	30	1	30
		教育相談論A	演習	1					1	30			1	30
		教育相談論B	演習	1					1	30			1	30
		特別支援教育A	演習	1			1	30					1	30
		特別支援教育B	演習	1			1	30					1	30
		子どもの保健	講義	2							2	30	2	30
		子どもの食と栄養A	演習	1							1	30	1	30
		子どもの食と栄養B	演習	1							1	30	1	30
		乳児保育A	講義	2					2	30			2	30
		乳児保育B	演習	1					1	30			1	30
		子どもの健康と安全	演習	1							1	30	1	30
		社会的養護B	演習	1					1	30			1	30
		子育て支援	演習	1							1	30	1	30
		小計		23			7	150	7	180	9	210	23	540
		卒業に必要な単位・授業時間数（小計）		23			7	150	7	180	9	210	23	540
領域・保育内容に関する科目	領域・保育内容の指導法に関する科目	保育内容指導法	演習	1							1	30	1	30
		健康	演習	1			1	30					1	30
		人間関係	演習	1			1	30					1	30
		環境	演習	1			1	30					1	30
		言葉	演習	1			1	30					1	30
		表現	演習	1			1	30					1	30
	領域・保育内容の専門必修科目	幼児と健康	演習	1					1	30			1	30
		幼児と人間関係	演習	1					1	30			1	30
		幼児と環境	演習	1					1	30			1	30
		幼児と言葉	演習	1					1	30			1	30
		幼児と音楽表現	演習	1							1	30	1	30
		幼児と造形表現	演習	1							1	30	1	30
		幼児と身体表現	演習	1					1	30			1	30
	領域・保育内容の専門選択科目	基礎音楽	講義		2	3科目のうち2科目履修	2	30					2	30
		基礎造形	講義		2		2	30					2	30
		基礎身体表現	講義		2		2	30					2	30
		ピアノレッスンA	実技	1			1	5					1	5
		ピアノレッスンB	実技	1					1	5			1	5
		ピアノレッスンC	実技	1					1	5			1	5
		ピアノレッスンD	実技		1	4科目のうち１科目履修					1	5	1	5
		ピアノレッスンE	実技		1						1	5	1	5
		発展造形	演習		1						1	30	1	30
		発展身体表現	演習		1						1	30	1	30
		小計		16	10		12	245	7	160	7	160	26	565
		卒業に必要な単位・授業時間数（小計）		16	5		10	215	7	160	4	※95/120	21	※470/495
実習および総合演習科目		保育実習Ⅰ（保育所）	実習	2		2年次2月に実施					2	80	2	80
		保育実習事前事後指導Ⅰ（保育所）	演習	1					1	30			1	30
		保育実習Ⅰ（施設）	実習	2		2年次3月に実施					2	80	2	80
		保育実習事前事後指導Ⅰ（施設）	演習	1					1	30			1	30
		保育実習Ⅱ（保育所）	実習		2	保育所または施設の同一の組み合わせで事前事後指導と実習を履修する					2	80	2	80
		保育実習事前事後指導Ⅱ（保育所）	演習		1						1	30	1	30
		保育実習Ⅱ（施設）	実習		2						2	80	2	80
		保育実習事前事後指導Ⅱ（施設）	演習		1						1	30	1	30
		教育実習（幼稚園）	実習	4							4	160	4	160
		教育実習事前事後指導（幼稚園）	演習	1							1	30	1	30
		教育保育実践演習	演習	2							2	60	2	60
		小計		13	6		0	0	2	60	17	630	19	690
		卒業に必要な単位・授業時間数（小計）		13	3				2	60	14	520	16	580
		合計		80	16		33	620	24	550	39	1120	96	2290
		卒業に必要な単位・授業時間数（合計）		80	8		31	590	24	550	33	※945/970	88	※2085/2110

※選択する科目の授業形態により卒業に必要な授業時間が異なる。

（別表３）　**教育課程（第一部保育士養成科）**

区分		授業科目	授業形態	必修	選択	備考	1年		2年		合計	
教養科目		倫理学	講義	2					2	30	2	30
		教育学	講義	2			2	30			2	30
		日本国憲法	講義	2			2	30			2	30
		英語A	演習	1					1	30	1	30
		英語B	演習	1					1	30	1	30
		体育講義	講義	1			1	15			1	15
		体育実技	実技	1			1	30			1	30
		情報機器の操作A	演習	1					1	30	1	30
		情報機器の操作B	演習	1					1	30	1	30
		小計		12			6	105	6	150	12	255
		卒業に必要な単位・授業時間数（小計）		12			6	105	6	150	12	255
基礎科目	教育と福祉に関する	教育原理	講義	2			2	30			2	30
		教職概論	講義	2					2	30	2	30
		保育原理	講義	2			2	30			2	30
		子ども家庭福祉	講義	2			2	30			2	30
		社会福祉	講義	2			2	30			2	30
		子ども家庭支援論	講義	2					2	30	2	30
		社会的養護A	講義	2			2	30			2	30
		小計		14			10	150	4	60	14	210
		卒業に必要な単位・授業時間数（小計）		14			10	150	4	60	14	210
教育と保育の方法や対象に関する科目		教育課程総論	講義	2			2	30			2	30
		発達心理学	講義	2			2	30			2	30
		子ども家庭支援の心理学	講義	2					2	30	2	30
		子どもの理解と援助	演習	1					1	30	1	30
		特別支援教育A	演習	1			1	30			1	30
		特別支援教育B	演習	1			1	30			1	30
		子どもの保健	講義	2					2	30	2	30
		子どもの食と栄養A	演習	1					1	30	1	30
		子どもの食と栄養B	演習	1					1	30	1	30
		乳児保育A	講義	2			2	30			2	30
		乳児保育B	演習	1			1	30			1	30
		子どもの健康と安全	演習	1					1	30	1	30
		社会的養護B	演習	1					1	30	1	30
		子育て支援	演習	1					1	30	1	30
		小計		19			9	180	10	240	19	420
		卒業に必要な単位・授業時間数（小計）		19			9	180	10	240	19	420
領域・保育内容に関する科目	領域・保育内容の指導法に関する科目	保育内容指導法	演習	1			1	30			1	30
		健康	演習	1			1	30			1	30
		人間関係	演習	1			1	30			1	30
		環境	演習	1			1	30			1	30
		言葉	演習	1			1	30			1	30
		表現	演習	1			1	30			1	30
	領域・保育内容の専門必修科目	幼児と健康	演習	1					1	30	1	30
		幼児と人間関係	演習	1					1	30	1	30
		幼児と環境	演習	1					1	30	1	30
		幼児と言葉	演習	1					1	30	1	30
		幼児と音楽表現	演習	1					1	30	1	30
		幼児と造形表現	演習	1					1	30	1	30
		幼児と身体表現	演習	1					1	30	1	30
	領域・保育内容の専門選択科目	基礎音楽	講義		2	３科目のうち2科目履修	2	30			2	30
		基礎造形	講義		2		2	30			2	30
		基礎身体表現	講義		2		2	30			2	30
		ピアノレッスンA	実技	1			1	5			1	5
		ピアノレッスンB	実技	1			1	5			1	5
		ピアノレッスンC	実技		1				1	5	1	5
		ピアノレッスンD	実技		1				1	5	1	5
		ピアノレッスンE	実技		1				1	5	1	5
		発展造形	演習		1				1	30	1	30
		発展身体表現	演習		1				1	30	1	30
		小計		15	11		14	280	12	285	26	565
		卒業に必要な単位・授業時間数（小計）		15	4		12	250	7	210	19	460
実習および総合演習科目		保育実地研究A	演習	1			1	30			1	30
		保育実地研究B	演習	1			1	30			1	30
		保育実習Ⅰ（保育所）	実習	2		※1年次2月に実施			2	80	2	80
		保育実習事前事後指導Ⅰ（保育所）	演習	1			1	30			1	30
		保育実習Ⅰ（施設）	実習	2		※1年次3月に実施			2	80	2	80
		保育実習事前事後指導Ⅰ（施設）	演習	1			1	30			1	30
		保育実習Ⅱ（保育所）	実習		2	保育所または施設の同一の組み合わせで事前事後指導と実習を履修する			2	80	2	80
		保育実習事前事後指導Ⅱ（保育所）	演習		1				1	30	1	30
		保育実習Ⅱ（施設）	実習		2				2	80	2	80
		保育実習事前事後指導Ⅱ（施設）	演習		1				1	30	1	30
		保育実践演習	演習	2					2	60	2	60
		小計		10	6		4	120	12	440	16	560
		卒業に必要な単位・授業時間数（小計）		10	3		4	120	9	330	13	450
		合計		70	17		43	835	44	1175	87	2010
		卒業に必要な単位・授業時間数（合計）		70	7		41	805	36	990	77	1795